

主な記事

税務関係の令和7年春の叙勲……2面
品川筑波大学名誉教授に聞く
事業承継税制と非上場株式の評価……3面
利益計上法人が過去最多の115万社……4面

10月14日からWin10を推奨せず、サポートが終了

国税庁は4月25日、Windows10のサポートが令和7年10月14日以降、終了することに伴い、同日以降、国税庁が提供するe-Taxソフトや確定申告書等作成コーナーなど、以下の対象ソフト等の利用環境として、Windows10を推奨しない予定であると発表した。

【対象ソフト等】

- ・e-Taxソフト
- ・確定申告書等作成コーナー
- ・e-Taxソフト (WEB版)
- ・e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー
- ・電子的控除証明書等作成ソフト
- ・NISAコーナー
- ・FATCAコーナー
- ・多国籍企業情報の報告コーナー
- ・CRS報告コーナー
- ・CSVファイルチェックコーナー
- ・QRコード付証明書等作成システム

7年分年末調整の留意事項など示す

給与の源泉徴収事務における変更点など

令和7年	令和8年1月以降
11月まで ・変更なし	12月 ・基礎控除の見直し ・給与所得控除の見直し ・特定親族特別控除の創設などを反映 特に年末調整の際に注意が必要

基礎控除の見直し等で各種情報

国税庁は4月25日、源泉徴収義務者向けに令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等についての各種情報を公表した。改正の概要、7年分の年末調整、8年分以後の給与の源泉徴収事務について説明しているほか、年末調整や源泉徴収事務における留意事項をまとめたパンフレット、変更を予定する年末調整関係書類の様式案も掲載している。5月末ごろには、よくある質問 (FAQ) を掲載する予定。同日、これらの内容を盛り込んだ「令和7年4月源泉所得税の改正のあらまし」も公表している。

源泉徴収事務が変わるのは12月以後

様式案も公表、FAQは5月末ごろ

7年度改正の内容である所得税の①基礎控除の見直し (基礎控除の上乗せ特例の創設を含む) や②給与所得控除の見直し、③特定親族特別控除の創設、④扶養親族等の所得要件の改正は原則として7年12月1日に施行され、7年分の所得税から適用される。7年11

月までの給与と公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じないが、7年12月に行う年末調整など7年12月以後の源泉徴収事務からの変更が生じる。このうち、給与の源泉徴収事務の変更点などは図のとおり。

パンフレットでは、改正の概要とともに7年分の年末調整における留意事項、8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項、公的年金等の源泉徴収事務における留意事項がそれぞれ説明されている。

7年分の年末調整における留意事項として、①、②に係る給与の事務では、12月に行う年末調整の際に改正後の1年間の税額を計算し、改正前の源泉徴収税額との精算を行う。③の特定親族特別控除の適用を年末調整で受けるには、従業員が「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要がある。④については、12月1日以後に支払う給与から改正が適用されるので、改正によって扶養控除等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用には「給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書」等の提出が必要になる点が示されている。

また、8年分以後の給与の源泉徴収義務では、従業員から提出を受ける扶養控除等申告書に源泉控除対象親族が正しく記載されているか確認の上、新たな源泉徴収税額表に基づき源泉徴収を行うとしている。

プラチナNISAの導入を提言

自民議連 こども支援NISAも

自民党の資産運用立憲議員連盟 (会長川岸田文雄前首相) は4月23日、資産運用立憲の施策を通じて日本経済の改革を目指す、今後取り組むべき施策を提言として取りまとめ、石破茂首相に申し入れた。同議連は昨年11月下旬にも石破首相に緊急提言の申入れをしており、確定拠出年金の拠出限度額の引上げなど一部が令和7年度税

制改正大綱に反映された実績がある。提言では、NISAについて、高齢者に限定して対象商品の拡大・スイッチング (買い換え) 解禁を図る「プラチナNISA」の導入のほか、つみたて投資枠に限り投資可能年齢の下限を撤廃し、早期からの投資を可能とする「こども支援NISA」の導入などに取

り取り組むべきなどとしている。また、確定拠出年金の拠出限度額のさらなる引上げやスタートアップのM&A、出資の促進なども求めている。

ツプのM&Aを阻害している日本ののれんの会計基準の見直し、オープンインベション促進税制でスタートアップの出口の多様化とさらなる成長のためのM&A、出資の促進なども求めている。

休刊のお知らせ
次週5月12日号は休刊とさせていただきます。

今の顧問報酬は適正額ですか？



顧問先ごと、担当者別、業種別の時間による原価計算が簡単に行えます。

1名様 220円/月 (5名様より)



www.souchi.jp

一般財団法人 大蔵財務協会

●信頼いただける財協の税務関係図書●

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号 (財協ビル)

甲斐裕也 編 ▼A5判・1800頁・定価6050円 (税込)

令和7年版 相続税・贈与税関係 租税特別措置法通達逐条解説
相続税・贈与税関係租税特別措置法通達の趣旨や考え方を、実務における留意事項等を交え逐条的に解説するとともに、通達集として、また解説書としての両面から活用できるように編集。前年版 (令和4年4月刊) 以降の改正項目を織り込み改訂。
鳴島安雄・富川泰敬 編著・深澤英雄・富川博行・原武彦・近藤隆志・佐藤繁・林浩二 著 ▼A5判・520頁・定価2420円 (税込)

令和7年版 税務必携 タックスファイル
体系的かつ簡潔明瞭に、「各税を網羅的に解説した見やすさ」、「携行できるコンパクトさ」をコンセプトに、主に税務大学校研究部に勤務経験のある税理士が集まり、「知りたいことがすぐわかる」ように編集。実務に役立ち持ち運びに便利でコンパクトな税務ガイドブック。最新の税額表に対応!!
白津吉弘 編 ▼B5判・300頁・定価1650円 (税込)

令和7年版 知っておきたい消費税
消費税の基本的仕組みや申告納付する消費税額等の計算方法、消費税の届出関係のポイントをおき、図表、イラストを使い平易に解説。今版は、「適格請求書等保存方式」など前年版 (令和5年版) 以降の改正に対応。また巻末には令和7年度税制改正のポイント (消費税率関係) を収録。
坂野上満 著 ▼A5判・270頁・定価2420円 (税込)

改訂版 駆け出し税理士の事務所構築術
「お客様から感謝される事務所を作るときに読む本」
「お客様に本当に必要とされる事務所になるために具体的な何をすればいいのかわかるか?」「お客様に感謝される事務所にする」ための9つの視点を留意。どれも再現性が高く、今日からすぐ使えるメソッドを紹介。
平野嘉秋 編著 ▼A5判・470頁・定価3190円 (税込)

第4版 要点解説 税務会計基礎講座
税法と会計の接点を意識した教材を求める声に応え、法人税務の留意点が実務目録で学べる基本書。新リース会計基準や暗号資産、賃上げ税制を踏まえた最新の制度解説に加え、各取引の税務上、会計上の相違点、消費税の取扱いを織り込んで編集。
2025年5月号 No.39 5月20日発売!! (年4回発行)

株式会社野村資産承継研究所 執筆・監修
▼B5判・フルカラー・180頁・定価1500円 (税込)
▼年4回発行 (2025年5月号、11月号) 年間購読料6000円 (税込)

資産承継
★5月号の特集★
〈特集I〉新しい公益法人制度
〈特集II〉新しいリース会計基準
2025年5月号 No.39

◆書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい◆
TEL: 03-3829-4141 (代) FAX: 03-3829-4001
E-MAIL: info@daizai.or.jp
次号のアドレス: <https://www.zaikyo.or.jp>
【大蔵財務協会 オンラインブックショップ】

平成30年度税制改正で創設された事業承継税制の特例措置の適用に必要な「特例承継計画」の提出期限が令和8年3月末に、特例の適用期限も9年12月末にまでそれぞれ迫ってきた。期限切れを前に、政府・与党は後継措置の検討を進める方針を示している（4月7日号1面参照）。他方、昨年11月に会計検査院が非上場株式の評価のあり方を見直すよう国税庁に検討を求める指摘を行った（6年11月25日号2面参照）。中小企業の事業承継に大きく影響する事業承継税制と非上場株式の評価はどのようになるのか。これらに対する現状認識と今後のあるべき姿を品川芳宣筑波大学名誉教授に聞いた。



品川芳宣（しながわ・よしのぶ）氏の略歴 国税庁資産評価企画官、国税庁管理課長、高松国税局長などを経て退官。その後、筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授、早稲田大学大学院会計研究科教授、(株)野村資産承継研究所理事長などを歴任した。現在は筑波大学名誉教授、弁護士・税理士。

事業承継税制と非上場株式の評価 今後のあるべき姿とは

品川芳宣
筑波大学名誉教授
に聞く

——現在の特例措置をどう評価していますか。特例は事業承継の段階で税負担が直接生じないという画期的なものだ。ただ、内容が難しく、要件が多く、リスクも非常に高いうえ、10年も20年も管理していかなければならず手間がかかる。創設当時、中小企業庁は年間3000件くらいの申請を見込んでいたが、私はせいぜい1000件いけば御の字だと冷静にみている。これまでのところ、私の予測通りになっている。

——事業承継税制ができたことで事業承継は促進されたのか。

法律に基づく事業承継税制が平成14年に創設されて以降、それなりに効果はあったはずである。子である後継者にとっては親の仕事を引き継ぐか、引き継がないかは大きな問題で、その上に税金までかかるとなれば、しり込みをするのは当然だといえる。事業承継税制には、そうしたしり込みをできるだけ是正しようという意図もあった。

平成21年に事業承継税制が拡充されたバックグラウンドには、平成17、18年ごろはデフレの厳しい時代で、大学は出たけれど、就職できないという厳しい状況の中、中小企業が雇用の約7割を支えていた。そこで、中小企業ができるだけ発展できるようにするため、事業承継段階で、できるだけ税負担を負わすべきではないとの考えがあった。実のところ、そういう要請はかなり昔からあったが、立法当局がなかなか措置を講じないので、株式の評価を低くしてきたという経緯がある。

特例の適用件数があまり伸びてこなかったのは、税理士の多くがあまりすすめないのが理由だ。税の専門家である税理士が利用をためらうような難しい制度をつくるべきではない。そうはいっても、事業承継税制は制度として確立していくことが重要だ。

——少し話が出ましたが、昨年11月に会計検査院から非上場株式の評価を見直すべきと指摘があった。

事業承継と株式の評価は非常に深い関係がある。それは特例があっても、さっき述べたように利用がしにくい場合、手っ取り早く株式の評

価を下げてくれと、中小企業団体は常に要求してくる。そのため、株式の価額は、類似業種比準価額を中心に下げられてきたので、検査院が今さらいなくても誰でも知っていることだ。

これは、財産評価基本通達が昭和39年に制定されて以降、絶えず問題となってきた。最大の問題は、昭和57年に政府税制調査会に小委員会が設けられ、事業承継税制の創設に向けた検討を行ったが、58年度の答申では、現段階で税制上特別の措置を講ずることは必要でないとする一方、小規模な会社に対して類似業種比準方式の適用を認めるべきとする提言をしたことにある。この答申に沿って国税庁は評価通達の改正を行った。それ以降も同じような措置がとられてきた。もともと評価通達というのは相続税法22条にいう時価の解釈通達であるはずなのに、

——今後の事業承継税制と非上場株式の評価のあるべき姿をどう考えるか。

せっかく、検査院が指摘してくれたのであるから、非上場株式の評価については、類似業種比準方式の要素を元に戻すとか、斟酌割合を元に戻すことが一番簡単なのかもしれない。いずれにしても検査院の指摘を受けて何らかの手当てをせざるを得ないであろう。ただ、非上場株式の評価を上げると、ますます税制への要請が強まるが、それが本来のあり方だ。そうではなく、株式の評価を低くしたことが、税制の不備を補っているところもあった。特例を適用するのが500件や1000件だとしても、実際に株式の承継はその10倍以上は行われているのだから、評価が低いことが助けになっているはずだ。

もともとM&Aでもなければ売れない非上場株式を評価して相続税や贈与税を納めるということに問題があるという声もあるが、財産的価値があるものを課税しないわけにもいかないはずだ。税制の問題にしても、株式の評価の問題にしても、根本は国が中小企業の存在をどのように考えるのかということにある。国にとっても、中小企業の存在は不可欠のはずだ。企業が

法の解釈と立法政策が混同されてきた。そもそも類似業種比準方式というのは、いつでも上場できるような規模の大きい非上場会社の株式の価額を上場会社の株式に比準して評価するというものであるのに、小会社のように現時点では上場とは縁のない会社にもその方式を認めるようにしたことは評価理論に反することだ。

——58年当時に事業承継税制的なものを創設しておけばよかったということか。そういうことだ。

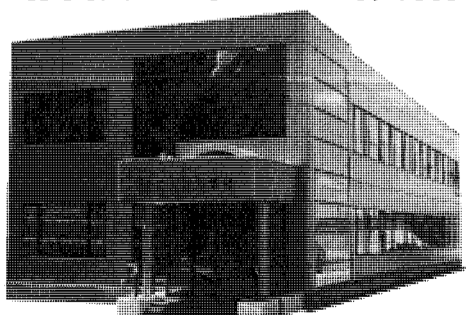
一般措置の中身を特例並みに変えればよい

存在していれば、当然、世代交代（事業承継）は起こる。中小企業が社会的に不可欠な存在だとすれば、経営者が交代するたびに税金をとること自体がおかしいという考え方もできる。

中小企業は、所有と経営が分離しておらず、一致していることがその原因だとしても、中小企業が健全な形で存続することが国にとって不可欠だといえるのであれば、今後も事業が継続している限り、何らかの形で税金を軽減し、財産を処分した段階で税金を納めてもらうやり方を考えなければならない。

もともと、事業は「生き物」であるから、期限を切ることで、事業の実体を知らないことになる。もっとも、10年で特例を廃止するといひ続けてきた人たちのメンツを立てなければならないのであれば、特例を廃止した後も、残る一般措置の中身を特例並みに変えて、適用要件を緩和すればよい。現在、トランプ大統領の言動で日本も世界も混乱の真っただ中にあり、中小企業も存続の危機にある中で、何ら手当てもなく特例を廃止し、他方で非上場株式の評価を上げるというやり方は、あまりにも無策であり通用しないのではないのか。

信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001 JQA-QM7681 認証登録
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録

株式会社 三村興業社

代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131

一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

<https://www.15mimura.co.jp>

地域に拓き、貢献する
優良企業

「寝具リース」全国に広がる スケールとネットワークで 「快適品質」をお届けします。

- ◆本社工場・関東工場・静岡工場・中部工場で「ISO9001」を認証取得しております。
- ◆「医療関連サービスマーク」を認定取得しております。

株式会社 小山商会

代表取締役 小山 喜康

本社 仙台市青葉区花京院二丁目2番75号 ☎022(265)9701(代)
仙台支店 仙台市若林区卸町東一丁目8-23 ☎022(209)5600(代)
東京支店 東京都大田区矢口一丁目22-13 ☎03(3758)6601(代)
名古屋支店 名古屋市中区明野町6-8 ☎052(681)4131(代)
大阪支店 東大阪市柳根一丁目2-31 ☎06(6745)1861(代)
営業所 札幌・青森・盛岡・郡山・北関東・筑波・千葉・千葉中央
静岡・京都・岡山・福岡

本社工場 仙台
工場 札幌・関東・関東第二・千葉・神奈川・静岡・中部・関西・九州

利益計上法人 過去最多の115万社

5年度分 欠損法人割合は61%

会社標準調査

国税庁はこのほど、令和5年度分会社標準調査を公表した。これは、5年4月1日から6年3月31日までの間に終了した各事業年度について、6年8月末現在で取りまとめたもの。同年度調査におけるサンプルは約231万社(母集団数約296万社)となっている。

5年度分の法人数全体は、前年度比4万6870社増加(前年度比1.6%増)の295万6717社と11年連続の増加で過去最多だった。4年4月1日以後に開始する事業年度からグループ通算制度がスタートしたため、4年度以降はグループ通算制度の適用を受けた法人(通算法人)が含まれており、通算法人は1社ごと集計している。

法人数全体のうち、利益計上法人は同2万1080社増加(同1.9%増)の115万3514社で、3年連続で増加し、過去最多だった。他方、欠損法人は同2万5790社増加(同1.5%増)の180万7696億円で過去最高だった。このうち利益計上法人については、976億円で過去3番目に大きい額だった。所得税額控除は、過去最高額だった前年度より8745億円少ない(同18.4%減)3兆8819億円で、減少額が最も大きいのは「機械工業」で、前年度比7024億円増加の5兆3877億円、次いで「小売業」、「建設業」だった。

所得金額の増加率は、最も高いのは、「食品」で、前年度比18.2%となった。また、「印刷」の18.2%となっている。他方、所得金額が減少したのは5業種あり、減少額が最も大きいのは、鉄道会社や航空会社のほかガス会社、電気会社が該当する。最も高いのは、「食品」で、前年度比18.2%となった。

80万3202社で4年連続増加した。なお、全法人に占める欠損法人割合は、同0.1%減の61.0%だった。

営業収入金額は、同37兆8971億円増加(同2.2%増)の1760兆1788億円で3年連続の増加で過去最高。このうち利益計上法人については、同78兆2147億円増加(同6.0%増)の1374兆756億円で増加し、過去最高だった。所得金額も、同11兆7337億円増加(同14.7%増)の91兆7696億円で過去最高だった。

営業収入金額、所得金額ともに過去最高となった理由として、為替相場の円安基調、資源価格の高騰などが挙げられる。

法人税額は、同2兆1533億円増加(同15.1%増)の16兆3976億円で過去3番目に大きい額だった。所得税額控除は、過去最高額だった前年度より8745億円少ない(同18.4%減)3兆8819億円で、減少額が最も大きいのは、「機械工業」で、前年度比7024億円増加の5兆3877億円、次いで「小売業」、「建設業」だった。

所得金額の増加率は、最も高いのは、「食品」で、前年度比18.2%となった。また、「印刷」の18.2%となっている。他方、所得金額が減少したのは5業種あり、減少額が最も大きいのは、鉄道会社や航空会社、電気会社が該当する。最も高いのは、「食品」で、前年度比18.2%となった。

去最高だった。営業収入金額に対する所得金額の割合(所得率)は同0.5%増の6.7%となっている。

営業収入金額、所得金額ともに過去最高となった理由として、為替相場の円安基調、資源価格の高騰などが挙げられる。

法人税額は、同2兆1533億円増加(同15.1%増)の16兆3976億円で過去3番目に大きい額だった。所得税額控除は、過去最高額だった前年度より8745億円少ない(同18.4%減)3兆8819億円で、減少額が最も大きいのは、「機械工業」で、前年度比7024億円増加の5兆3877億円、次いで「小売業」、「建設業」だった。

所得金額の増加率は、最も高いのは、「食品」で、前年度比18.2%となった。また、「印刷」の18.2%となっている。他方、所得金額が減少したのは5業種あり、減少額が最も大きいのは、鉄道会社や航空会社、電気会社が該当する。最も高いのは、「食品」で、前年度比18.2%となった。

所得金額の増加率は、最も高いのは、「食品」で、前年度比18.2%となった。また、「印刷」の18.2%となっている。他方、所得金額が減少したのは5業種あり、減少額が最も大きいのは、鉄道会社や航空会社、電気会社が該当する。最も高いのは、「食品」で、前年度比18.2%となった。

全子法人株式等に係る配当等の課税の特例が設けられ、源泉徴収が不要となったことが影響している。

外国税額控除は、同3兆52億円増加(同47.0%増)の1兆2047億円で大幅に増加し、海外の稼働所得が増えていることがうかがえる。

繰越欠損金の当期控除額は、同1兆6297億円で増加(同17.4%増)の10兆9697億円で増加し、翌期繰越額も、同1兆9988億円で増加(同2.6%増)の77兆5219億円で増加した。

交際費等の支出額は、同6020億円増加(同16.8%増)の4兆1841億円で2年連続で増加。このうち、

交際費等の支出額は、同6020億円増加(同16.8%増)の4兆1841億円で2年連続で増加。このうち、

ち、損金不算入額は、同22225億円増加(同26.5%増)の1兆610億円で、損金不算入割合は同2.0%増の25.4%となっている。

寄附金の支出額は、同3433億円増加(同33.4%増)の1兆3702億円で4年連続で増加した。このうち、

寄附金の支出額は、同3433億円増加(同33.4%増)の1兆3702億円で4年連続で増加した。このうち、

寄附金の支出額は、同3433億円増加(同33.4%増)の1兆3702億円で4年連続で増加した。このうち、

寄附金の支出額は、同3433億円増加(同33.4%増)の1兆3702億円で4年連続で増加した。このうち、

連続で増加し過去最高だった。これは、完全子会社間の寄附金等が含まれる「その他の寄附金」が同42.9%増の1兆1233億円で大幅に増加したため

で、通算法人によるその他の寄附金が増加したことが起因とみられる。

所得金額の減少率が最も高いのは、「鉱業」の52.1%、次いで、「繊維工業」の18.9%、「運輸通信公益事業」の10.5%だった。

なお、4年度分のデータは、連結法人を除いた単体法人について業種別に示したものであったため、5年度分も前年度と比べるのに同条件の単体法人についての業種別に示し、グループ通算制度の適用を受けた法人(通算法人)は除いている。6年度分からは、通算法人も含めた数字となる。

所得金額の減少率が最も高いのは、「鉱業」の52.1%、次いで、「繊維工業」の18.9%、「運輸通信公益事業」の10.5%だった。

「運輸通信公益事業」で同4329億円減少の3兆6795億円、次いで、「鉱業」「化学工業」「繊維工業」「料理飲食旅館業」となっている。

所得金額の減少率が最も高いのは、「鉱業」の52.1%、次いで、「繊維工業」の18.9%、「運輸通信公益事業」の10.5%だった。

所得金額の減少率が最も高いのは、「鉱業」の52.1%、次いで、「繊維工業」の18.9%、「運輸通信公益事業」の10.5%だった。

所得金額の減少率が最も高いのは、「鉱業」の52.1%、次いで、「繊維工業」の18.9%、「運輸通信公益事業」の10.5%だった。

所得金額の減少率が最も高いのは、「鉱業」の52.1%、次いで、「繊維工業」の18.9%、「運輸通信公益事業」の10.5%だった。

会計士協会の次期会長に南氏 仰星の理事など務める

日本公認会計士協会(茂木哲也会長)は4月16日、同日に開催された当選者会議において、推薦委員会が会長候補者として推薦した南成仁氏(東京会)が、出席者の過半数の信任を得て、次期会長に決定したと公表した。

南氏は、監査法人朝日新和会計社(現有限責任あすか監査法人)入所後、平成2年公認会計士登録。現在は、仰星監査法人の理事・代表社員で、同協会では副会長(経営、中小企業・スタートアップ支援、地域活性化、中

小事務所支援)を務めている。学術賞を公表 日本公認会計士協会は、このほど、第53回日本公認会計士協会学術賞の審査結果を公表した。

同賞は、昭和48年の第1回目の授賞開始時より今回で53回目を迎えた。今回の審査、選定の対象とした作品は、令和5年10月1日から6年9月30日までの間に発刊された著書(初版本に限る)であり、授

賞作品は以下のとおり。 ○「業績予想の実証分析―企業行動とアナリストを中心に」(奈良沙織明治大学商学部教授/野間幹晴一橋大学大学院経営管理研究科教授)

○「世界の監査史」(鳥羽至英早稲田大学総合研究機構招聘研究員) 同賞の選定に当たっては、毎年、学術審査委員会を組織し、優れた作品を広く選考対象とするため、応募作品のみならず、審査委員会としても、独自に著書の収集を行い、複数回にわたる厳選により授賞作品を決定している。

また、金融庁では、320の民間金融機関に対して「米国の関税措置に伴う影響に係る調査」(4月11日時点)を実施。これによると、事業者の資金繰りに対して、顧客企業から今後に向けた懸念を寄せ

られた金融機関は19.7%(63機関)、顧客企業からすでに影響が生じているとして相談を寄せられた金融機関は1.3%(4機関)で、「足元では、事業者の資金繰りや地域経済への具体的な影響はまだあまり見えていない中で、今後の影響を懸念する声は一定程度寄せられている」としている。

金融機関としての対応については、今般の動向に起因する特別な対応を実施している「68.8%(220機関)で、多くの金融機

いつの時代にも 人と社会に「安全」と「快適」を。 総合建設業 吉村建設工業株式会社 〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135 TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359 http://www.yoshimurakensetu.co.jp

土井忠ば漬本舗 【本社】 〒601-1251 京都市左京区八瀬花屋町41 TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317 URL https://www.doishibazuke.co.jp/ <直営店> 大原本店・三軒院前店・清水店・祇園店・京都駅ホテル店 電炊きまでごはん 土井 大原本店・京都駅八条口店・祇園店 SUINA室町店

パスワード of AWES Clean (空気) Air (水) Water (熱) Energy (土) Soil イクイップメントのサポート商社 昭栄 株式会社 〒541-0059 大阪市中央区博労町2丁目3番1号 TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947 ●本店営業部 〒577-0815 東大阪市金物町6番10号 TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333 ●支店 ●営業所 東京・大阪・四国・中国・福岡 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢 姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

続 傍流の止論 羊 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

41

税制の理念として、「公平・中立・簡素」ということがよく言われる。そして、毎年、税制改正の都度、この理念が声高に叫ばれる。この場合、「公平」と「中立」については、それぞれの立場によって考え方が異なるので、「何が公平」「何が中立」であるかは、その判断が難しいところである。これらに対し、「簡素」は、最も分かりやすいはずであるが、実際の税法や通達の改正において最も無視されてきているようである。

筆者は、税金を生業にするようになって60余年過ぎたが、その間、税法・通達の分量は10数倍に膨れ上がっている。それは、社会経済の複雑化や国際化に対応した税制を構築しなければならぬから、やむを得ないものと言われている。それには一理あるが、果たしてそれだけではないように考えられる。個々の税制改正を見てみると、今までの解釈と異なった判決が出ると、その解釈を変えれば良さそうなのにわざわざ法律を直したり、同じ法律の中で同じ趣旨の用語なのに別々の用語を使ったり、同じような規定を何度も設けたりする例が見られる。これは、通達改正においても同じようなことが言える。

この問題について、法人税法に関しては、次のようなことが言える。平成7年に筑波大学大学院の教壇に立ち、法人税法を講義することになったが、学生にできるだけ条文を読んで法人税法を理解させようとして、当初は、教材は法規集と通達集だけとして、法人税法の条文を読みながら、年30回講義を行った。ところが、平成13年に組織再編税制が導入され、平成14年に連結納税が導入されると、この講義方法は無理となり、参考書に頼らざるを得なくなった。そのため、学生も、条文から目を離すこととなり、法人税法の何たるかが理解しにくくなった。法人税法は、昭和40年に全文改正されたのであるが、そのときには、税法の中では、最も体系的にまとめられ、無駄な規定がなく、最も美しい税法と言われた。筆者は、その翌年から、国税庁直税部審理課に勤務することとなり、法人税基本通達の制定作業に従事することになった。そのとき、先輩に言われた言葉に、「馬鹿は何でも書きたがる」がある。要は「法律を読めば解るのを通達に書くな」ということであつた。そのため、法人税の所得概念が純資産増加説に依拠したことを明示したと言われる「総益金」とは、……純資産増加の原因となるべき一切の事実をいう(旧通達51)、「総損金」とは、……総資産減少の原因となるべき一切の事実をいう(同52)という旧基本通達の名句も、新基本通達の下では、「法人税法の22条を読めば解る」ということで削除された。

簡素？

ところが、最近の法人税法や法人税基本通達を読んでみると、同じような規定を何度も目にすることになる。例えば、法人税法22条は、所得金額計算の基本規定であるはずなのに、類似の規定が同法22条の2に規定されている。両者の違いは、文理の違いから別規定であることが解るが、その必要性には理解しがたいものがある。また、法人税法22条に定める無償取引等に係る価額の時価概念については、各税法とも、客観的交換価値であると解され、その価額によって取引が行われたものと解されてきたのであるが、法人税法62条1項は、合併及び分割に関し、「当該合併又は分割の時の価額による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する」とわざわざ定めている。

また、法人税基本通達では、非上場株式の価額の評価を財産評価基本通達の取扱いを準用する場合に、かつては、9-1-14で定めたのに、同じ規定を4-1-6として定めている。これらの規定は、「書かなければ解らない」ということであらうし、同じようなことは、他の税法においても、しばしば目にするようになっている。これでは、税法や通達の規定は、どんどん増殖することとなり、必要な条文や規定がどこにあるのかさえ解らなくなるのではないかと危惧している。「簡素」が単なる標語に終わるのではなく、法令、通達の制定に是非生かしてほしいものである。

企業経営者・経理担当者が知っておきたい

重要な税務・実務のポイント

Part2 5

■BGU税法倶楽部 税理士 若林 亜貴子

奨学金返還支援制度の概要と課税関係

厚生労働省の労働経済の分析によると人手不足関連倒産の件数は調査開始以降最多となり、企業にとって安定した人材確保は急務と言えます。他方で、全国の国公立、私立大学で入学金や授業料の値上げが相次いでおり、進学費用を奨学金で賄う学生は増加傾向にあります。奨学金は大学卒業後に自身で返還することになりますが、企業が代わりに奨学金を返還する制度が注目を集めています。そこで、今回は企業が奨学金返還支援制度を利用して、従業員の奨学金を返還した場合の課税関係について解説していきます。

1 奨学金返還支援制度の概要

奨学金返還支援制度とは、日本学生支援機構(以下、「機構」といいます。)の貸与奨学金を受けていた従業員に代わ

り、企業が奨学金返還残高の一部または全部を支援する制度です。学費高騰で奨学金を利用する学生が増加するなか、この制度は採用時において企業のアピールポイントになるだけでなく、若手人材の早期離職を防ぎ定着率を高める効果も期待できます。支援手続きの流れとしては、企業が奨学金返還を支援する従業員を決定し機構に申請します。その後、機構から発行された従業員の奨学金返還証明書をもとに、企業は返還支援額を決定します。

なお、機構への奨学金返還は口座振替や払込取扱票により、企業が直接機構に送金することになります。

2 企業側、従業員側の課税関係

企業が直接機構に支払う奨学金返還額は従業員への給与として損金に算入されます。また、この奨学金返還額は前回の記事で解説しました賃上げ促進税制の雇用者給与等支給額に含まれますので、一定の要件を満たす場合は、法人税の税額控除の適用を受けることができ、企業にとってメリットがあります。一方、従業員側では奨学金返還額は学資に充てるために支給されたものとして所得税は非課

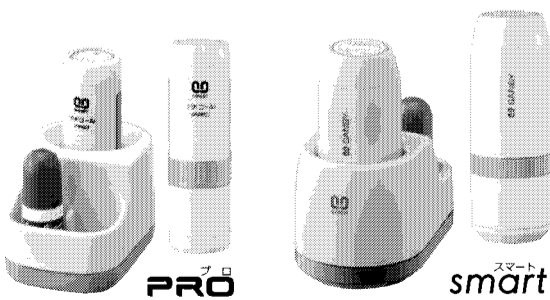
税となります。そして、奨学金返還額に対する社会保険料は、日本年金機構事務連絡(令和5年6月27日)によると、給与とは別に企業から直接機構に返還される奨学金は、従業員の通常の生計に充てられるものではないため、標準報酬月額決定時における報酬等に該当しないと説明されており、企業、従業員ともに社会保険料の負担はありません。

3 留意点

このように企業側、従業員側双方にメリットの多い奨学金返還支援制度ですが、返還額や支援対象者について、次のような留意が必要です。この奨学金返還額は通常の給与に加算して支給するものであるため、本来支給すべき給与の額を減額して奨学金返還額とした場合、奨学金返還額に対する所得税は非課税にならず、社会保険についても報酬等に該当し、社会保険料の負担が発生します。また、この制度の支援対象者が企業の役員の場合、役員や従業員の親族など企業が雇用する従業員でない者を対象とした場合も奨学金返還額に対する所得税は非課税になりません。

プチコール PRO・smart

スタンプ台なしで使える浸透印は素早く簡単に連続捺印できます。12mmから30mmまでの豊富なラインナップ!!



プチコール PRO15

プチコール smart24



こころをひと押し SANBY サンビー株式会社

〒543-0031 大阪市天王寺区石ケ辻13番10号 ホームページアドレス https://www.sanby.co.jp/



からだに合った生薬が 身体を芯まで温める。 生薬の巡り湯 生薬はじめ有効成分が 溶け出し湯へ広がる。 温浴効果とともに、 巡れ、全身へ。 気分を高めてくれる生薬とスパイシーローズウッドの香り。生薬配合により上質で贅沢なお風呂のひとつを楽しめます。保湿成分のホホバオイルが、お肌のめを整えてくれます。

自然のあらゆる恵みを紡ぎ人と社会を、あたためる。 松田医薬品株式会社 783-0052 高知県南国市左右山229-1 TEL.088-862-1666 FAX.088-862-1770

Kihara Electric Appliance & Systems

木原興業株式会社

本社 岡山市北区田町1丁目4番15号 〒700-8701 TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250

支店 大阪市・今治市

裁決事例集

238

裁決のポイント

共同審査請求に関する通知等は、総代の権限を制限することを確定する行為で処分該当するが、不服申立てができない処分とした事例。

請求人らに対して行われた各配当処分の取消しを求める各審査請求で、請求人の一人が他の一人を総代として選任していたところ、所轄庁が行った、①所轄庁が請求人の一人に送付した書面に記載された「総代を解任する旨の行政処分」および②所轄庁から送付された口頭意見陳述の開催に関する書面に記載された総代としての出席は認められない旨の「行政処分」の取消しを求めて審査請求を行っていた事案で、国税不服審判所は不服申立てができないものであるとの判断をした(令和6年8月29日付、公表裁決)。

事案の概要

請求人Aおよび請求人B(請求人ら)が、請求人らにされた各配当処分の取消しを求めて令和5年9月4日に行った審査請求(5年9月審査請求)において、請求人らは、国税通則法(通則法)の多数人が共同して不服申立てをするとき(共同不服申立て)に総代を選任する旨の規定に基づき、請求人Aを総代として選任する旨の総代選任届出書を併せて提出していたところ、所轄庁は、5年9月14日付で、5年9月審査請求の対象は各請求人を対象とした処分であり、共同不服申立てに当たらないため、総代の選任は認められないことを理由に審査請求の総代として認めない旨を通知する「審査請求の総代として認められない旨のお知らせ」と題する書面を請求人B宛に送付した(本件お知らせ①)。

通知は通則法の「処分」に該当も適用除外、不服申立て認めず

編集部編

5年9月審査請求において、請求人らからなされた通則法第95条の2の口頭意見陳述の申立てについて、所轄庁は、請求人ら各人に対し、それぞれ6年3月1日付で、口頭意見陳述の開催日時等について通知する「口頭意見陳述の開催について」と題する書面を送付した。そのうち請求人Bには、同書面および添付書類として「連絡事項」と題する書面が送付され(本件連絡)、本件連絡に係る書面には、口頭意見陳述の期日および場所並びに総代の選任が認められないことに伴い、口頭意見陳述についても請求人Bが総代として選任した請求人Aの出席は認められない旨および口頭意見陳述について、①本人が出席する、または②代理人を選任して「代理人の選任届出書」を提出するか、どちらかを選択してほしい旨が記載されていた。

請求人らが、請求人らにされた各配当処分の取消しを求めて6年2月24日に行った審査請求(6年2月審査請求)について、請求人Aを総代として選任する旨の総代選任届出書を併せて提出していたところ、所轄庁は、6年3月1日付で、6年2月審査請求の対象は各請求人を対象とした処分であり、共同不服申立てに当たらないため、総代の選任は認められないことを理由に審査請求の総代として認めない旨を通知する「審査請求の総代として認められない旨のお知らせ」と題する書面を請求人B宛に送付した(本件お知らせ②)、本件連絡と併せて本件各通知。

請求人らは、6年3月25日、5年9月審査請求および6年2月審査請求について、所轄庁には総代を解任する権限がないから、所轄庁が送付した本件連絡に係る書面に記載された「総代を解任する旨の行政処分」等は法的効力を有しないなどとして、本件各通知の取消しを求めて審査請求をした。

審判所の判断

所轄庁は、5年9月審査請求および6年2月審査請求の対象となった各配当処

分が、請求人ら各自が所有する財産に対して執行された滞納処分であり、画一的に処理される必要のある事件ではないことから、共同不服申立てをすることができないものと判断した上で、請求人らに本件各通知を行ったものである。

本件各通知は、所轄庁が審理手続上の事務処理として行ったものであるところ、本件各通知が、通則法第75条第1項に規定する「国税に関する法律に基づく処分」に該当するか否かについて検討する。

(イ) 本件連絡について
本件お知らせ①は、「多数人が共同して不服申立てをするとき」に当たらないとの意思決定を通知したものであり、5年9月審査請求について、請求人Aの総代の権限を制限することを確定する行為であるから、処分に該当するということができる。そうすると、本件お知らせ①を前提として行われた本件連絡についても、5年9月審査請求について、請求人Aに口頭で意見を述べる地位を与えないことを確定する行為であるから、処分に該当するということができる。

(ロ) 本件お知らせ②について
本件お知らせ②は、本件お知らせ①と性質を同じくすることから、上記(イ)と同様の理由により、処分に該当するということができる。

(ハ) 小括
以上によれば、本件各通知は、通則法第75条第1項に規定する「国税に関する法律に基づく処分」に該当する。

請求人の一人の総代の権限を制限することを確定する行為であり、請求人の一人に口頭で意見を述べる地位を与えないことを確定する行為であることから、いずれも通則法第75条の2に規定する処分についての不服申立てに規定する「処分」に該当することとなるが、同法第8章第1節(不服審査)の規定による処分であって、同法第76条(適用除外)第1項の規定によって同法第75条第1項の適用が除外される処分に該当することから、不服申立てができないものである。

注目の二冊

知っておきたい消費税

(令和7年版)

白津 吉弘 編

事業経営者や経理担当の方々にとって、複雑といわれる消費税の基本的仕組みや申告・納付する消費税額等の計算方法、消費税の届出関係のポイントをおきき、図・表、イラストを使い平易に解説。

今版は、「適格請求書等保存方式」適格請求書発行事業者や「適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(いわゆる2割特例)」についてなど、前年版(令和5年版)以降の改正に対応。

「テナントから領収するヒルの共益費」「貸付が非課税となる住宅の範囲」「輸出取引に係る輸出免税の適用者」「共同企業体の場合の納税義務者」「機械設備の販売に伴う掘付工事による資産の譲渡等の時期の特例」「2割特例を適用するよりも簡易課税制度を適用した方が納付税額が少なくなる場合」「消費税課税事業者選択届出書の提出を失念した場合」「簡易課税制度を採用した場合の効力」などの問答を掲載。

また、巻末には令和7年度税制改正のポイント(消費税関係)を収録。
B5判、304ページ。定価1650円(税込)。

申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-38829-4141、FAX03-38829-4001)。



躍進する井原グループ 総合建設業

井原工業株式会社
代表取締役 井原 伸

三星道路株式会社
代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川
4-2-18
電話 (0896) 24-4435(代)

なみを超えろ



檜垣造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 宏彰

本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25
TEL. 0898-41-9147(代)
東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10
TEL. 03-3553-8391(代)
URL <http://www.higaki.co.jp/>

川通り餅

ひろしま銘菓

御菓子処 株式会社 亀屋

●本社/広島市東区光町一丁目二一十三
☎(082)261-4141(代)
●高松店/e-kie高松店
☎(087)223-1011



酒と食のジャーナリスト・著述家 山同 敦子

あなたは爛酒派？それとも冷酒派？温度の好みは人それぞれですが、酒質によっても魅力が引き立つ温度は異なります。

酒が持っている甘味と酸味、その性質によって、美味しく感じる温度は違います。それは人間の味覚の関係です。最も甘さを強く感じるのは、体温を少し超えた37℃ぐらい。このあたりでピークとなり、それより温度が高くなっても、甘さの感じ方はあまり変わりません。

酸味の場合は、温度によって強弱はあまり変わりませんが、味の印象は変わります。また、酸の性質によっても感じ方が変わります。日本酒に含まれる酸のうち、特徴的なものにリンゴ酸と乳酸があります。リンゴ酸は、低い温度ではリンゴや梨のような爽やかさを感じますが、高い温度ではぼやけた印象に。従って、リンゴ酸が主体となる軽快なタイプの日本酒は、冷やして飲むと爽快感が映えます。お爛にすると甘味は強く感じますが、酸がぼんやりして締まりのない印象になってしまいます。

ギスギスしたお酒がナイスバディに変身!?

自分好みの温度を探る愉しみ

乳酸の場合は、低い温度では刺激的な酸っぱさを感じます。山廃や生酏仕込みのお酒が苦手な人は、冷酒のトゲトゲしい酸を敬遠しているのでは？それは山廃や生酏仕込みのお酒は乳酸が主体だから。体温以上に上げると甘味のボリュームはアップし、酸はまるやかになり、酸は甘味を引き締める役割も果たします。ギスギスとした印象だった冷酒が、爛酒では甘味と酸味が高いレベルでバランスがとれ、豊満できゅっと締まったナイスバディの美酒に変身！なんてことも期待できるのです。山廃や生酏のお酒が苦手な人は、お爛を試してみてください。

以下、タイプ別にお薦め温度を紹介しましょう。

- ・泡酒、活性にごり（発泡性の濁り酒）……5℃の冷酒
- ・軽い印象の生酒、繊細な大吟醸酒……10℃の冷酒
- ・ソフトな味の吟醸酒や純米吟醸酒……15℃の冷酒、常温～40℃のぬる燗
- ・旨口の純米吟醸酒や純米酒、辛口の本醸造酒……15℃、常温～45℃の上燗
- ・フルボディの純米酒……15℃の冷酒、常温～55℃の飛び切り燗、爛冷まし（飛び切り燗を常温に冷まして飲む）
- ・生酏、山廃仕込みの純米酒……常温～50℃の熱燗、爛冷まし（熱燗を常温に冷ましてから飲む）

紹介したのは目安で、個々のお酒で違います。いろいろ試して、好みの口福な温度を探ってください。

【規定の概要】
非居住者が国内勤務に基
因する給与を国外法人から
支払いを受けた場合には、は
当該給与については国内支
払いではないため、所得税
の源泉徴収はされません。
そのため、非居住者は所
法172条規定による「準
確定申告書（分離課税）」
を通常翌年3月15日までに
税務署に提出・納税するこ
ととなります。この場合の
納税額は、国内勤務に基づ
く給与収入×20・21%＝納
税額となります。

【対処に悩んだ事例】
（ケース1）例えば、令和
5年分は居住者として、国
外法人支払給与について確
定申告しました。令和6年
は、出国して日本非居住者
になりました。税務署から
令和5年分の確定申告に係
る令和6年分の予定納税額
1期2期分が届き、納税し
ました。

所法172条「準確定申告」に係る更正の請求するには？

準確定申告書の様式変更があると助かるが…

張勤務し滞在日数は200
日で、短期滞在者免稅規定
の183日を超えていたこ
ともあり、日本滞在期間に
対応する給与収入に対する
20・21%の非居住者給与課
税（分離課税）として、所法
172条による「準確定申
告」をするつもりでした。

さて、予定納税額の控除
もしくは還付は、どのよう
な方法を採用すればよいのでし
ょうか。
（ケース2）所法172条
による「準確定申告」しま
したが、後日、日本滞在相
当給与の金額の計算誤りが
把握され、税額計算が過大
でした。

さて、更正の請求で還付
してほしいのですが、一般
の更正の請求によるのでし
ょうか。
（ケース3）短期滞在者の
免稅規定で滞在日数（初日
算入滞在期間）の適用場面
と居住期間（初日不算入滞
在期間）の適用場面の取扱
いの違いについて悩んでい
ます。

【あつたらいいな、こんな
規定】
（ケース1）所法172条
による「準確定申告書」は
非居住者分離課税として納
税する場合のみに対応した
様式となっています。
そこで、予定納税額欄を
設け、控除後の納税額とす
るか、さらには、予定納税
額が納税額を上回れば還付
される様式としていただけ
れば、納税者の幅広がり
に良いと考えますが…。

現状では、国内勤務に基
因する所得があれば、準確
定申告をして納税額を算出
し、その上で所得税確定申
告で収入ゼロとして予定納
税額の還付申告をする方法
かと思っています。
（ケース2）現状の更正の
請求書は、もっぱら居住者
用と使っています。そこで
所法172条準確定申告に
ついて専用更正の請求
書を制定するか、もしくは、
準確定申告書において、国
内勤務に基づく報酬金額計
算誤りに基づく更正の請求
も加味した様式の変更があ
ると、納税者は助かると思
っています。

併せて、国内支店がある
場合のみなし国内払いに該
当しない場合でも、非居住
者が勤務する日本法人が代
位で納税完結する規定があ
ると便宜的呢ですが…。

（ケース3）短期滞在期間
の日数計算に限って初日算
入、しかし、所得計算は初
日不算入となるのか、F A
Qで教えていただければ悩
み解消ですが…。

国際税務



税理士 永田 金司

所法172条に基づく
準確定申告書提出規定

【規定の概要】

①在留期間、
②非居住者期間、③給与又
は報酬の明細として、④収
入金額、⑤課税所得金額、
⑥納める税金の計算欄があ
ります。

様式には、

①在留期間、

②非居住者期間、③給与又

は報酬の明細として、④収

入金額、⑤課税所得金額、

⑥納める税金の計算欄があ

ります。

【対処に悩んだ事例】

（ケース1）例えば、令和

5年分は居住者として、国

外法人支払給与について確

定申告しました。令和6年

は、出国して日本非居住者

になりました。税務署から

令和5年分の確定申告に係

る令和6年分の予定納税額

1期2期分が届き、納税し

ました。

令和6年分の申告はどう

か。当該者は、日本法人に出

税額となります。

納税額は、国内勤務に基づ

く給与収入×20・21%＝納

税額となります。

【対処に悩んだ事例】

（ケース1）例えば、令和

5年分は居住者として、国

外法人支払給与について確

定申告しました。令和6年

は、出国して日本非居住者

になりました。税務署から

令和5年分の確定申告に係

る令和6年分の予定納税額

1期2期分が届き、納税し

ました。

令和6年分の申告はどう

国際税務

準確定申告書の様式変更があると助かるが…

張勤務し滞在日数は200
日で、短期滞在者免稅規定
の183日を超えていたこ
ともあり、日本滞在期間に
対応する給与収入に対する
20・21%の非居住者給与課
税（分離課税）として、所法
172条による「準確定申
告」をするつもりでした。

さて、予定納税額の控除
もしくは還付は、どのよう
な方法を採用すればよいのでし
ょうか。
（ケース2）所法172条
による「準確定申告」しま
したが、後日、日本滞在相
当給与の金額の計算誤りが
把握され、税額計算が過大
でした。

さて、更正の請求で還付
してほしいのですが、一般
の更正の請求によるのでし
ょうか。
（ケース3）短期滞在者の
免稅規定で滞在日数（初日
算入滞在期間）の適用場面
と居住期間（初日不算入滞
在期間）の適用場面の取扱
いの違いについて悩んでい
ます。

【あつたらいいな、こんな
規定】
（ケース1）所法172条
による「準確定申告書」は
非居住者分離課税として納
税する場合のみに対応した
様式となっています。
そこで、予定納税額欄を
設け、控除後の納税額とす
るか、さらには、予定納税
額が納税額を上回れば還付
される様式としていただけ
れば、納税者の幅広がり
に良いと考えますが…。

現状では、国内勤務に基
因する所得があれば、準確
定申告をして納税額を算出
し、その上で所得税確定申
告で収入ゼロとして予定納
税額の還付申告をする方法
かと思っています。
（ケース2）現状の更正の
請求書は、もっぱら居住者
用と使っています。そこで
所法172条準確定申告に
ついて専用更正の請求
書を制定するか、もしくは、
準確定申告書において、国
内勤務に基づく報酬金額計
算誤りに基づく更正の請求
も加味した様式の変更があ
ると、納税者は助かると思
っています。

併せて、国内支店がある
場合のみなし国内払いに該
当しない場合でも、非居住
者が勤務する日本法人が代
位で納税完結する規定があ
ると便宜的呢ですが…。

（ケース3）短期滞在期間
の日数計算に限って初日算
入、しかし、所得計算は初
日不算入となるのか、F A
Qで教えていただければ悩
み解消ですが…。



太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、国税庁の令和5事務年度における法定資料の提出枚数になります。

答え = 億 万 千 百 十 万枚

ナンプレの予想難易度：6

			9	8		2	6
	8		5	2	3	7	4
E					9	1	
			2			4	B
	7				2		
	6	A	4				
9	1						
6	5	2	4	3		8	
3	7		8		1	C	

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

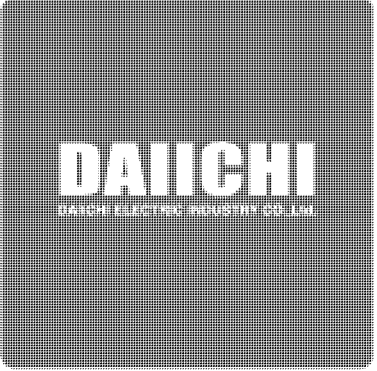
✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 5月18日(日)

前回の答え , 00 回

豊かな経験、確かな技術。



Ⓢ 大一電気工業株式会社
取締役社長 長瀬 裕亮
本社 / 〒760-0067
高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代)
FAX087-851-3621
支店 / 愛媛 営業所 / 徳島・北島
建設所 / 綾川

いちい信用金庫

本店 / 一宮市若竹3丁目2番2号
TEL (0586) 75-6201
https://www.shinkin.co.jp/ichii/



